



Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

# 監査事務所検査結果事例集 ～検査官の視点～

公認会計士・監査審査会

主任公認会計士監査検査官 大森 佐知子

# アジェンダ

---

1. 審査会検査の概要
2. 事例集について
3. 事例紹介 個別監査業務
4. 事例紹介 品質管理体制
5. 不備の原因分析
6. おわりに

# 1. 審査会検査の概要(1)

---

**検査の目的** 公益の立場に立ち、財務書類に係る監査の品質の確保・向上を図る観点から、監査事務所における監査業務が適切に実施されているかどうかについて確認・検証

**検査対象先** 協会が会員に対し、監査業務の運営の状況の調査を実施し、審査会に結果の報告がなされた者を原則として対象

**検査先の選定** 協会からの報告において、監査業務が適切に行われているか、品質管理レビューにおける指摘が適切に監査業務に反映されているかなどを確認する必要があると認める監査事務所を選定

# 1. 審査会検査の概要(2)

## 検査結果

公益又は投資者保護に資するため、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案は、勧告後、原則として公表

## 検査実績

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
検査先	7法人	9法人	9法人
勧告の状況	1法人	1法人	2法人

# 1. 審査会検査の概要(3)

## 品質管理レビューとの比較(大手以外)

	事前連絡	対象会社数	立入人数	立入期間
協会 レビュー	・監査事務所と 日程調整の上、 期間や対象会 社を決定	1～7社 程度	2～6名 程度	1～2週間 程度
審査会 検査	・予告後1週間 程度で立入 ・無予告の場合 もあり得る	1～5社 程度	4～8名 程度	1～2ヶ月 程度

## 2. 事例集について(1)

---

### 目 的

- ・ 監査事務所に審査会としての期待水準を提示するとともに、監査の品質の維持・向上を図るための自主的な取組を促進。
- ・ 上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対して、外部監査の実態把握等のための参考情報を提供。

## 2. 事例集について(2)

---

### 概要

- ・ 平成20年2月に公表して以来、毎年改訂。平成24年8月に5回目となる公表。
- ・ 監査事務所に共通して生じがちな指摘事例を中心に掲載。
- ・ 指摘事例の背景・原因についても、可能な限り記載。
- ・ 外国監査法人や外国当局に向け、英語版も公表。

## 2. 事例集について(3)

---

### 主な改訂ポイント

- ・ 品質管理編では、「検査における着眼点」、「検査結果の概要」、「監査事務所に求められる対応」を記載。
- ・ 個別監査業務編では、「検査における着眼点」、「監査事務所に求められる対応」に加え、指摘事例に応じて「監査を実施する際の留意点」を記載。

⇒ **メッセージ性の強化**

## 3. 事例紹介 個別監査業務(1)

### リスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応手続

#### ①重要な虚偽表示リスクの識別と評価及びリスク対応手続の立案※

##### 事例1)※ 重要な虚偽表示リスクの識別と評価

(被監査会社の状況)

売上の大半が現金であるため、日々現金照合を実施しており、また、現金管理を警備会社に委託している。

(監査チームの主張)

収益認識に関係する重要な虚偽表示リスクを識別する必要はないとしている。

(指摘)

売上取引から想定される不正要因を識別し、それに対応するリスク評価手続を実施していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(2)

リスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応手続

### ②財務諸表監査における不正

#### 事例1) 監査チーム内の討議

(監査チームの主張)

監査計画時に不正による重要な虚偽表示の可能性について、監査チーム内で討議を行ったとしている。

(指摘)

上記の討議を議題一覧に記載しておらず、議事録も作成していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(3)

### リスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応手続

#### ②財務諸表監査における不正

##### 事例2) 経営者への質問

##### (監査チームの主張)

不正による重要な虚偽表示リスクを識別するために経営者へ質問したとしている。

##### (指摘)

- ・ 上記質問の回答を監査調書に記載していない。
- ・ 不正による重要な虚偽表示リスクに関する経営者の評価及び経営者が構築した一連の管理プロセスを把握していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(4)

### リスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応手続

#### ③分析的手続

##### 事例1) 監査の計画段階

###### (監査手続)

前期末と第1四半期の数値を比較し、「主な増減理由は、第1四半期の決算短信を参照のこと」と監査調書に記載している。

###### (指摘)

監査上留意すべき通例でない取引や傾向の存在等を把握していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(5)

リスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応手続

### ③分析的手続

事例2) 実証手続

(監査手続)

売上、販売費及び一般管理費の前期数値との増減比較を実施している。

(指摘)

推定値の算出、重要な差異の調査及び評価等を実施していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(6)

リスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応手続

### ③分析的手続

事例3) 監査の最終段階

(監査手続)

前期末残高と当期末残高の差額を算出している。

(指摘)

全般的な結論を形成するために実施すべき分析的手続を実施していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(7)

### リスク・アプローチに基づく監査計画の策定及びリスク対応手続

#### ⑤IT統制リスクの評価

**事例5) 情報システムから作成された情報の正確性及び網羅性の確認**

(監査手続)

滞留売掛金及び棚卸資産の評価に関する監査手続の実施に際し、情報システムより作成された情報を利用している。

(指摘)

利用した情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(8)

### 会計上の見積りの監査

#### ①有価証券

##### 事例1)

##### (被監査会社の状況)

被監査会社は、設立から一貫して損失を計上し、債務超過となっている子会社の事業計画において、「新商品を市場へ投入することで飛躍的に売上高が増加し、今後4年間で純資産額は取得価額まで回復可能である」と計画されていることを根拠に、減損処理は不要であると判断している。

##### (監査チームの主張)

監査チームも当該被監査会社の判断は妥当であるとしている。

##### (指摘)

被監査会社の主張を合理的に裏付ける十分な監査証拠を入手していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(9)

### 会計上の見積りの監査

#### ④退職給付引当金

##### 事例1)・2)

(監査手続)

年金数理人の退職給付債務等の計算結果報告書を監査証拠として利用している。

(指摘)

- ・ 当該年金数理人の専門家としての能力及びその業務の客観性を検討していない。
- ・ 被監査会社が年金数理人に提出した基礎データについて、退職給付債務等計算対象者の網羅性及び退職金算定基礎額の正確性等の基礎データの適切性を検討していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(10)

### 財務報告に係る内部統制の監査

#### ①不備の程度の評価

事例1)	重要性の基準値
------	---------

(監査手続)

内部統制監査における重要性の基準値が連結財務諸表監査における重要性の基準値と相違している。

(指摘)

重要性の基準値が相違していることの合理性を検討していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(11)

### 財務報告に係る内部統制の監査

#### ②評価範囲の検討

##### 事例

(被監査会社の状況)

重要な事業拠点の選定指標として、内部取引消去前の売上高を採用している。

(指摘)

- ・ 被監査会社が採用した事業拠点の選定指標が妥当であるか検討していない。
- ・ 各グループ会社の内部取引消去前の売上高を選定指標とした場合、内部売上の多い事業拠点が上位に位置付けられてしまう可能性があるが、重要な事業拠点として選定すべき拠点が漏れなく選定されているか検討していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(12)

### 財務報告に係る内部統制の監査

#### ③内部統制の評価の検討

##### 事例1) 全社的な内部統制の評価

経営者の採用する評価項目が、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の参考1に示された評価項目の例に照らして、被監査会社の状況に即した適切な内容となっているか検討していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(13)

---

### 財務報告に係る内部統制の監査

#### ④内部監査人等の作業の利用

##### 事例

##### (監査手続)

監査人自らがサンプリングを実施せず、全て内部監査人等の作業結果を利用している。

##### (指摘)

内部監査人等の客観性や能力の評価、内部監査人等の作業の利用程度について検討していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(14)

---

### その他の監査手続

#### ⑤ 関連当事者

##### 事例1)・2)

- ・ 関連当事者との取引に必要な承認手続や取引の識別など、関連当事者との取引の承認や記録に関する内部統制を検討していない。
- ・ 被監査会社から全ての既知の関連当事者の名称を記載したリストを入手するなどして、関連当事者情報の網羅性を検討していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(15)

### その他の監査手続

#### ⑥継続企業の前提

##### 事例(被監査会社の状況)

被監査会社は、当期において売上の大幅な減少及び多額の損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するとしている。

また、当該事象又は状況を、解消又は改善するための対応策として売上構成の見直し、コスト削減、財務体質の改善を掲げているものの、当該改善策を講じてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるため、有価証券報告書の「継続企業の前提に関する事項」において、必要な注記を行っている。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(16)

### その他の監査手続

#### ⑥継続企業の前提

事例(指摘)

経営者が策定した対応策の検討

(監査チームの主張)

継続企業の前提に関する重要な疑義を特別な検討を必要とするリスクと認識し、被監査会社から予算書、資金繰り表及びそれらの前提条件を入手し、対応策の実行可能性を検討するとしている。

(指摘)

予測財務情報の基礎となる重要な仮定の検討、予測財務情報と実績との比較による予測財務情報の信頼性の検討等を実施していない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(17)

### その他の監査手続

#### ⑥継続企業の前提

事例(指摘)	経営者との協議
--------	---------

(監査チームの主張)

監査計画の策定時及び期末監査時に経営者とのディスカッションを実施し、継続企業の前提について協議したとしている。

(指摘)

いずれの日の議事録にも営業の概況等についての討議内容しか記載されておらず、継続企業の前提について経営者と協議した旨及びその内容が記載されていない。

## 3. 事例紹介 個別監査業務(18)

### その他の監査手続

#### ⑥継続企業の前提

事例(指摘)	後発事象の検討
--------	---------

(被監査会社の状況)

会社法監査報告書日以降に開催した取締役会の決議において、事業計画を下方修正している。

(指摘)

継続企業の前提に係る監査手続の際に入手した予算書と、下方修正後の事業計画に大幅な乖離が生じているにもかかわらず、金融商品取引法に基づく監査意見表明時まで、当該状況を把握しておらず、当該状況が財務諸表に与える影響を検討していない。

## 4. 事例紹介 品質管理(1)

---

### 業務管理体制

#### (1)品質管理のシステム

##### 事例2) ① 品質管理のシステムの整備

監査契約の新規の締結及び更新等の社員会の決議事項が社員会による検討・承認を経ないまま実行されているなど、各社員において、他の社員が行っている業務を監視・検証することにより、組織的に業務の適切性を確保する体制が整備されていない。

## 4. 事例紹介 品質管理(2)

### 業務管理体制

#### (1)品質管理のシステム

#### 事例2) ② 品質管理のシステムの整備

また、品質管理レビューにおいて、個別監査業務の実施について多数の不備を指摘されながら、改善措置の実施状況を具体的に把握・検証するための措置が講じられていないなど、監査法人全体として監査の品質の維持・向上を図る体制が整備されていない。

## 4. 事例紹介 品質管理(3)

### 業務管理体制

#### (1)品質管理のシステム

#### 事例2) ③ 品質管理のシステムの整備

さらに、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う最高経営責任者は、品質管理に関する業務を品質管理担当責任者である社員に任せるだけで、当該監査法人における品質管理の状況を適切に把握していないほか、品質管理に関する業務を実施するために必要な人員等を確保していない。

## 4. 事例紹介 品質管理(4)

---

### 業務管理体制

#### (1)品質管理のシステム

#### 事例2) ④ 品質管理のシステムの整備

加えて、品質管理担当責任者は、品質管理担当責任者として実施すべき業務の内容を具体的に把握していないほか、品質管理に関する業務のために十分な時間を投じていない。  
【H23】(品質管理基準委員会報告書第1号第15～18項)

## 4. 事例紹介 品質管理(5)

### 業務管理体制

#### (2)業務改善への取組

##### 事例3)

##### 改善への取組

最高経営責任者、品質管理担当責任者を含む社員が、品質管理レビューでの指摘事項をレビューの対象となった監査業務に特有な事情に基づくものと認識していたことなどから、指摘事項の根本的な発生原因等について検証していないなど、監査法人が行う監査業務全般における指摘事項の改善を図るための取組を十分に行っていない。また、監査法人として改善措置の実施状況を具体的に把握・検証するための措置を講じていない。【H23】

## 4. 事例紹介 品質管理(6)

### 業務管理体制

#### (3)内部規程の整備、周知及び運用

##### 事例1) 内部規程の運用(社員会の運営等)

- ・ 最高経営責任者等が、業務運営に際し、定款、監査の品質管理規程等の内部規程を十分に参照していないほか、業務運営の実態に応じた内部規程の見直しを随時行っていないことから、内部規程により社員会の決議事項とされている監査契約の新規の締結・更新や監査実施者の評価・報酬の決定が社員会に付議されることなく行われている。
- ・ 定款において、監査責任者は総社員の同意により定めることとされているにもかかわらず、一部の上場会社の監査業務について、社員会に欠席した社員の同意を得るための手続を経ることなく、監査責任者が選任されているほか、非上場会社の監査業務について、総社員の同意を得るための手続を行うことなく、監査責任者が選任されている。【H23】(品質管理基準委員会報告書第1号第15・16項)

## 4. 事例紹介 品質管理(7)

---

### 業務管理体制

#### (4)法令諸基準の遵守

事例1)	定款に記載のない業務の提供
------	---------------

定款において、監査証明業務のみを行うこととしているにもかかわらず、非監査証明業務を行っている。【H22】(法第34条の5)

## 4. 事例紹介 品質管理(8)

---

### 業務管理体制

#### (4)法令諸基準の遵守

事例3)	社員の競業の禁止
------	----------

特定の社員が、他の社員全員の承認を受け  
ることなく、監査法人の業務の範囲に属する  
非監査証明業務を個人で受嘱している。【H20】  
(法第34条の14第2項)

## 4. 事例紹介 品質管理(9)

### 業務管理体制

#### (5)情報管理

##### 事例1) 情報セキュリティの運用体制に関するモニタリング等

- ・ 情報管理に関する内部規程において、定期的な研修の実施、パスワードの設定と管理状況、情報セキュリティの運用体制に関するモニタリングの実施を定めているにもかかわらず、業務に使用するPCの一部について、パスワードの変更やウィルス対策プログラムソフトの更新等のチェックが実施されていないなど、内部規程に定めるモニタリングを実施していない。
- ・ 一部の監査実施者において、業務で使用するPCについて、パスワードを設定していない者がみられる。【H23】(法第27条、IT委員会報告第4号IV5、V3)

## 4. 事例紹介 品質管理(10)

### 業務管理体制

#### (6)インサイダー取引防止

##### 事例1) 業務提供先の周知等

「インサイダー取引防止規程」において、インサイダー取引について注意を喚起するために、構成員に対して業務提供先を記載したリストの配布を行うことや、構成員に対して自己のためにする業務提供先の特定有価証券等の売買等を行わない旨の誓約書を提出させることを定めているにもかかわらず、業務提供先を記載したリストを作成していないほか、非常勤者に対して誓約書の提出を求めている。【H22】(法第26条、品質管理基準委員会報告書第1号第19項)

## 4. 事例紹介 品質管理(11)

### 職業倫理及び独立性

#### 事例2) 一部の監査実施者に対する独立性の確認手続等

品質管理担当責任者等において、独立性保持のための調査対象範囲及び調査手法を十分に検討していなかったことなどから、独立性の確認手続に関し、以下のような不備がみられる。

- ・ 年次の独立性の確認手続において、当監査事務所及び社員から、「倫理規則編の会計事務所用」及び「法令編の監査法人社員用」のチェックリストを入手していない。
- ・ 社員以外の監査実施者について、年次の独立性の確認手続を実施していない。
- ・ 監査法人の関係会社の一部について、独立性の確認手続を実施していない。

【H23】(品質管理基準委員会報告書第1号第23項)

## 4. 事例紹介 品質管理(12)

### 契約の新規の締結及び更新

#### (1)内部手続の履行等

#### 事例5) 認識された問題点の検討過程の文書化

監査責任者は、被監査会社が、連続して営業損失、当期純損失を計上しているなど、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していることを認識しながら、監査契約の更新に際し、これらの問題点について検討した過程を文書化していない。【H23】(品質管理基準委員会報告書第1号第26項、監査基準委員会報告書220第11項)

## 4. 事例紹介 品質管理(13)

### 契約の新規の締結及び更新

#### (2)監査業務の引継

#### 事例3) 期首残高の評価の妥当性等に係る手続の文書化

- ・ 監査チームは、会計上の見積りに関連した勘定科目の期首残高の評価の妥当性を検討するために、前任監査人に対し、重要な含み損の有無を質問したとしているものの、実施した監査手続及び結論が監査調書に記載されていない。
- ・ 金額的重要性が高い会計上の見積り項目や負債項目の实在性等について、試算表等と照合するのみで、期首残高の实在性等を検討していないものがみられる。【H23】(監査基準委員会報告書510第5項、同230第7項)

## 4. 事例紹介 品質管理(14)

### 監査調書

#### (1) 監査調書の作成及び査閲

事例1)	監査手続の省略理由等の記載
------	---------------

監査実施者は、監査手続書に記載されている監査手続の一部について、その実施を省略しているが、監査手続を省略した理由、当該監査手続の省略について監査責任者等が承認した旨が監査調書に記載されていない。【H23】(監査基準委員会報告書230第7項)

## 4. 事例紹介 品質管理(15)

### 監査調書

#### (2)監査調書の管理・保存

事例	監査調書の管理・保存
----	------------

監査調書の管理・保存に関し、以下のような不備事例がみられる。  
(品質管理基準委員会報告書第1号第45項)

- ・ 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理の実施手順、実施責任者等の具体的な事項が定められていない。【H23】
- ・ 監査ファイルの冊数、作成年度、保管期限等が把握されていない。【H23】
- ・ 管理台帳に被監査会社名、事業年度、監査ファイルの冊数のみが記載され、各監査ファイルに付してある連番や内容物の概要が記載されていない。【H21】
- ・ 監査調書の一部が、監査事務所として管理されることなく、監査責任者の自宅兼個人事務所に置かれている。【H21】

## 4. 事例紹介 品質管理(16)

---

### 監査業務に係る審査

事例1)	計画審査の実効性
------	----------

計画審査において、重要な虚偽表示リスクや当該リスクへの対応が検討されていないなど、実効性を有する計画審査が実施されていない。【H23】(監査基準委員会報告書220第19項)

## 4. 事例紹介 品質管理(17)

### 監査業務に係る審査

#### 事例3) 監査手続の検討及び評価(継続企業の前提)

- ・ 審査担当者は、監査計画の審査及び監査意見の審査において、継続企業の前提に関する検討のみを審査対象としており、他の特別な検討を必要とするリスクの検討等を行っていないことなどから、監査チームによる監査手続の不備の多くを見落としている。
- ・ 監査チームは、継続企業の前提に関する検討について、被監査会社から入手した事業計画書についての検討過程等を監査調書に記載していないが、審査担当者は、当該不備を見落としている。【H23】(監査基準委員会報告書220第19・20項)

## 4. 事例紹介 品質管理(18)

### 監査業務に係る審査

#### 事例7) 審査の文書化

審査担当者は、監査事務所の定める方針及び手続に基づき、意見審査の結論を監査調書に記載しなければならないが、監査チームの監査意見に同意するか否かを監査調書に記載していない。【H23】  
(品質管理基準委員会報告書第1号第41項、監査基準委員会報告書220第20項)

## 4. 事例紹介 品質管理(19)

---

### 品質管理のシステムの監視

事例1)	日常的監視に係る手続等の策定
------	----------------

日常的監視について、監視項目ごとの手続、範囲、基準が定められていないほか、実施手続の内容、実施結果等が文書化されておらず、最高経営責任者等への伝達もされていない。【H22】(品質管理基準委員会報告書第1号第47・52・56項)

## 4. 事例紹介 品質管理(20)

### 品質管理のシステムの監視

事例5) 定期的な検証において発見された不備への対応

定期的な検証において、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定等に不備が発見されたにもかかわらず、当該不備の内容を監査実施者等に伝達していない。【H22】(品質管理基準委員会報告書第1号第49項)

## 5. 不備原因の分析 不備と根本原因

---

- ✓ 不備とは何か？
- ✓ 不備の根本原因分析
  - 不備の性質、数はどうか
  - 特定の項目、実施者に限定されたものか
  - 事務所や実施業務全体に蔓延しているものか
  - 人的要因か品管システムの問題か
  - 改善策はどのようなものか

## 5. 不備原因の分析 根本原因の例(1)

---

### 品管体制に関する原因の例

- A トップの意識・姿勢
- B 組織風土(品管軽視、責任感の欠如)
- C 品管責任者の能力、経験、責任感の欠如
- D 品管担当者の関与時間不足
- E 非有効なシステム
- F 不完全な審査
- G 監視の欠落

## 5. 不備の原因分析 根本原因の例(2)

---

### 監査実施者に関する(人的)原因の例

- 1 専門知識(各種基準/業種知識等)の不足
- 2 経験の不足
- 3 モチベーションの不足、丁寧さの欠如
- 4 正当な注意・職業的懐疑心の欠如
- 5 不十分な関与時間
- 6 上位者による指導、監督の不徹底
- 7 審査の不徹底

## 6. おわりに

---